（家畜に関する事項）

（毎日の健康観察）

32　毎日、飼養する家畜の健康観察（家畜の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。

第四　衛生管理区域外への病原体の拡散防止

（人に関する事項）

（衛生管理区域から退出する者の手指消毒等）

33　衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

（物品に関する事項）

（衛生管理区域から退出する車両の消毒）

34　衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

（衛生管理区域から搬出する物品の消毒等）

35　家畜の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

（家畜に関する事項）

（家畜の出荷又は移動時の健康観察）

36　家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。

（特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止）

37　飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。

（特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止）

38　飼養する家畜に特定症状以外の異状であつて、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合（その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所での指導を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかつていないこと及び移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかつていることが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。医師の診療を受け、又は指導を求めること。

別表第二の三の項の下欄を次のように改める。

第一　家畜防疫に関する基本的事項 （人に関する事項） （家きんの所有者の責務） 1　家きんの所有者は、飼養する家きんについて、家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家きんの所有者その他の関係者と協力して衛生管理を行うこと。また、家きんの所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。	（家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践） 2　飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるよう、農場の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、指導に従うこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。 （飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底） 3　次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たつては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者がマニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。 (1)　従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項 (2)　海外渡航時及び帰国後の注意事項 (3)　海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起 (4)　農場内への不適切な物品の持込みの禁止 (5)　可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組 (6)　持ち込む工具、機材、食品等の取扱い (7)　猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止 (8)　野生動物の衛生管理区域内への侵入防止 (9)　農場における防疫のための更衣 (10)　手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等 （記録の作成及び保管） 4　次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。 (1)　衛生管理区域（７に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。）に立ち入つた者（当該農場の従事者を除く。）の氏名及び住所又は所属等（当該農場への立入りの年月日、その目的、その有無（衛生管理区域に車両を入れる者にあつては、当該車両の消毒の有無を含む。）並びに消毒の実施の記録につき、衛生管理区域ごとに、当該立ち入つた者が過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口に消毒液など、不特定多数の者があらかじめ作成した衛生管理区域に出入りする際の消毒の手指及び靴の持込み及び持出しを防止するために必要な措置をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。 (2)　従事者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域の名称 (3)　導入した家きんの種類、羽数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日 (4)　出荷又は移動を行つた家きんの種類、羽数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日 (5)　飼養する家きんの羽数、日齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあつてはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況 (6)　家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容